

「学校いじめ防止基本方針」

1. はじめに

いじめ防止等は、学校・教職員が自らの問題として切実に受け止め、徹底して取り組むべき重要な課題である。

いじめをなくすため、まず、日頃から、個に応じたわかりやすい授業を行うとともに、深い生徒理解に立ち、生徒指導の充実を図り、生徒が楽しく学びつつ、いきいきとした学校生活を送れるようにしていくことが大切である。

「いじめ」とは、「当該生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃（インターネットを通じて行われるものを含む。）を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

（注1）「一定の人間関係のある者」とは学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該の生徒と何らかの人間関係のある者を指す。

（注2）「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

（注3）「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

（注4）けんか等を除く。

2. 「学校いじめ防止基本方針」の策定

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。初期段階のいじめや、短期間のうちに解消した事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、必要に応じた指導を行い、解決につなげることが、また見守りを続けることが重要である。

本方針は、生徒の尊厳を保護する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 13 条に基づき、本校のいじめ防止等の取組の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

(2) 基本理念

いじめは、すべての生徒に関係する問題である。いじめ防止等の対策は、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう学校内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。また、すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめ防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨とする。

初期段階のいじめや、短期間のうちに解消した事案についても、学校が組織として把握し（いじめの事案）、解決に向けた取組を行い、以後の見守りを続ける。

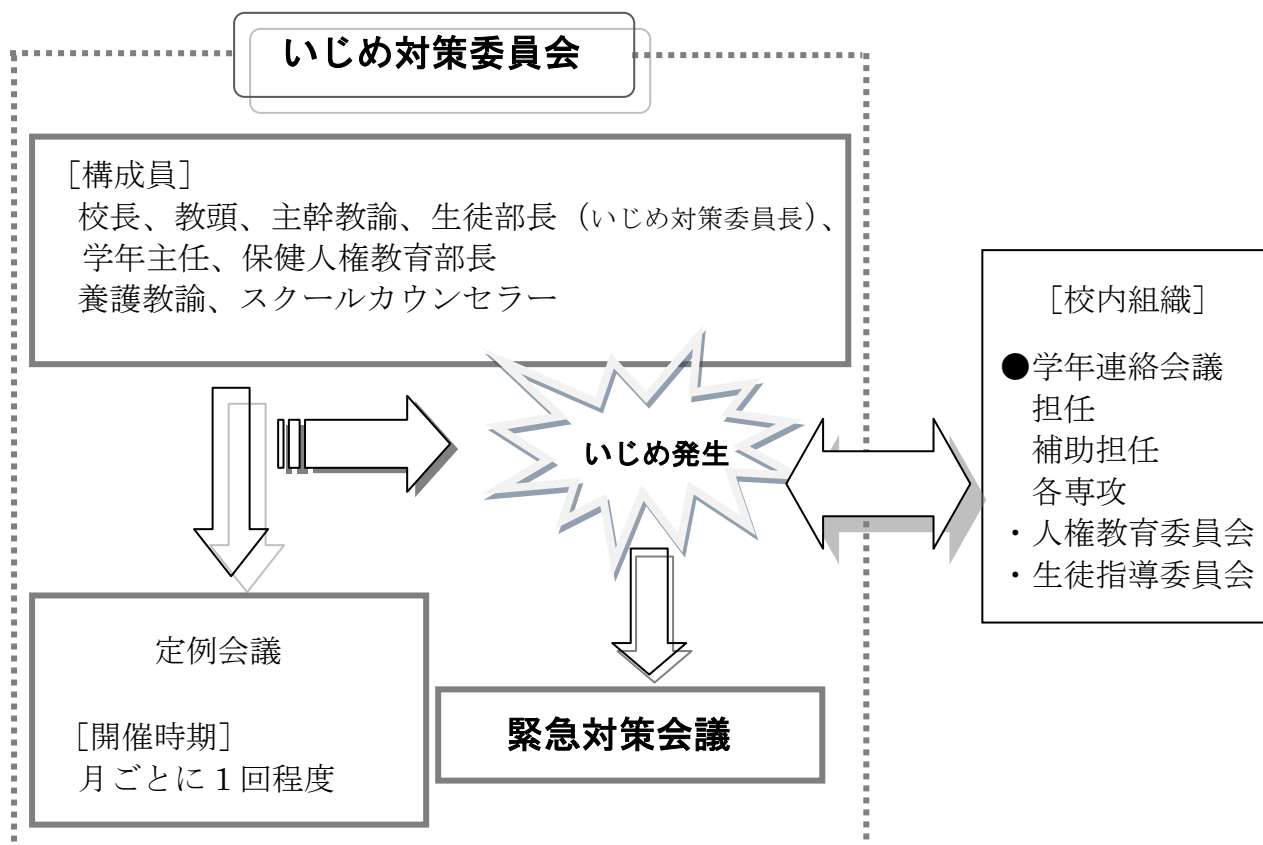
いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

3. いじめ防止等の対策のための学校体制の整備

本校の教育理念「自由快活な校風のもとで、自他を敬愛する思いやりのある心を育み、人格を陶冶するとともに、広く芸術や造形の分野における担い手となるための、高い理想と豊かな感性を持った創造力溢れる人間を育てる。」に基づき、いじめ問題への取り組みを推進する。学校全体で組織的な取組を行うため「いじめ対策委員会」を設置する。いじめの早期発見・早期対応はもちろんのこと、問題解決に向けて組織的に取り組み、いじめを生まない学校環境を形成するための原案づくり等を担う。

(1) いじめ対策委員会の設置

いじめ対策委員会組織図



* いじめ対策委員会での内容や事案に応じた対応は総務委員会を経て職員会議において報告し、教職員への周知を図る。

[内容]

- ◆ 各学年の生徒の動向を情報交換し、多角的に生徒理解を行い指導にいかす。
- ◆ 定期的な未然防止対策・早期発見対策を勘案・検討し推進する。
- ◆ 情報交換に基づき、必要に応じて組織的な対応を検討し推進する。
- ◆ いじめとして対応すべき事案か否か判断する。判断材料が不足している場合は、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行い、いじめであると判断されたら問題解決まで被害者・加害者双方に対し指導・支援を行う。

(2) 教職員の資質向上を図るための取組の推進

各分掌と連携し校内研修の充実を図り、いじめについての理解を深める。また、年2回実施する「いじめアンケート」の結果分析会を実施し、本校の生徒実態を的確に把握する。

- [開催時期]
- ・教職員校内研修 年1回
 - ・「悩み事アンケート分析会」アンケート実施直後 年1回
 - ・「いじめアンケート分析会」アンケート実施直後 年2回

- [校内研修内容]
- ・いじめ防止対策に関する研修。
 - ・ネットトラブルに関する研修。
 - ・人権についての研修。等

4. 基本施策

(1) 未然防止

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、自他を敬愛する思いやりのある心を育む本校の教育理念の実践を心がける。また、年間を通して生徒及び保護者、教職員の学びの場を計画的に設ける。

[授業改善]

- ◆ 進んで学びたくなる学習環境を整備し、「わかる喜びと学ぶ楽しさ」を実感できる授業実践への取組を推進する。
- ◆ 本校の専門教育を中心とした豊かな心を育む取組を実践する。
生徒同士が力を合わせて学ぼうとする学級・学校体制を構築し、規範意識を育成する。
- ◆ 豊かな感性や情操を育むため、専門性の高い専攻実習や美術見学等の機会を通した学ぶ機会を持つ。

[道徳教育]

本校の専門性を生かして、地域の皆様と連携して取り組んでいる似顔絵ボランティアや東日本大震災支援「虹のアートプロジェクト」への取組を推進する。生徒自らが互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりのための主体的な活動を通じて、個々の生徒が自己存在感や充実感を持てる取組を行う。

(2) 早期発見

- ◆ 日常の生徒観察や随時の教育相談、実習の様子などあらゆる機会を捉え、担任・専攻担当者が生徒の些細な変化に気づき、実態把握に努める。情報を共有し、分析し、速やかに対応する。
- ◆ 日常の生徒観察に加え、年1回の悩み事アンケート、および年2回いじめに関するアンケートを行い、生徒の実態把握を多面的に行い、諸課題の早期発見に努める。また、結果から背景を探り、早期の支援・指導を行う。
- ◆ 日常の教育相談に加え、専攻選択、3年次からの AP/AF コース選択に向けて行う面談を活用して生徒が抱える問題等を聴き取り、ともに改善する方向を探る。

(3) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ◆ 携帯端末使用のルールや危険性についての研修会を行う。
- ◆ ネットパトロールを利用し、個人情報への漏えいや他人への中傷・誹謗の書き込みについて実態把握を行い、問題発生時は適切な指導を行う。
- ◆ 情報モラル特別委員会活動を通じて、ルールやモラルについて生徒自ら考える機会を持つ。

5. いじめが起こった時の措置

いじめ防止対策推進法等を踏まえ、いじめの事実の有無を確認、教育委員会への報告、再発防止、いじめを受けた生徒又は保護者への支援、いじめを行った生徒への指導又は保護者への助言、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けるための必要な措置、保護者との情報共有、警察との連携など適切な措置を講ずる。

6. 重大事態への対処

いじめ防止対策推進法等を踏まえ、重大事態が発生した旨を教育委員会に報告する。その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、教育委員会の指導及び支援を得る。本校が調査主体になる場合には本校の下に組織を設け、質問紙の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた生徒及びその保護者に調査に係る事実関係等その他必要な情報を適切に提供する。

7. 年間（前期・後期）計画

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。
ただし、年度途中で計画の見直しを行う場合がある。

[前期計画]

月	対策会議や校内研修等	未然防止に向けた取組や関連する行事等	アンケートの実施や教育相談週間等	保護者への啓発等
4	・いじめ対策委員会① ・職員会議「学校いじめ防止基本方針」の共通理解	・学年目標の設定 ・学年連絡会 ・1年美術入門研修 ・「携帯教室」研修実施(1年) ・生徒会新旧研修会	・個人面談 ・情報機器アンケート実施(1年) ・人権アンケート(1年)	・入学後オリエンテーション ・ホームページへの掲載
5	・いじめ対策委員会②	・生徒総会 ・人権学習(1年) ・体育祭	・本明・キルフォード'検査(1年)	・PTA 総会

6	・いじめ対策委員会③	・SNS 講演会(全学年) (<u>教職員研修も兼ねる</u>) ・文化祭		
7	・いじめ対策委員会④	・健康学習(1年) ・人権学習(2年)	・いじめに関する アンケート【記名式】実施 (文化祭後)	・保護者説明会 (1,2年) ・3年四者面談 (本人・保護者・担任・専攻担当・実技担当)
8	・学校保健委員会 ・PTA/教職員人権 研修会 ・いじめ対策委員会⑤	・体験学習 (ボランティアスタッフ)		
9	・年間の取組の見直し			
10		・終業式	・いじめに関する アンケート【記名式】実施	

[後期計画]

10	・いじめ対策委員会⑥	・始業式 ・美術見学 ・健康学習(3年)	・前期学校評価アンケート 実施	・保護者説明会 (1,2年)
11	・いじめ対策委員会⑦	・生徒総会 ・健康学習(2年)		・授業参観
12				・保護者懇談 (1,2年)
1	・いじめ対策委員会⑧	・意見交流会	・いじめに関する アンケート【無記名式】 全学年実施	
2	・いじめ対策委員会⑨	・後期作品展 ・球技大会	・後期学校評価アンケート 実施	
3	・いじめ対策委員会⑩ 「次年度に向けて年間 計画の見直しと総括」	・終業式 ・美術見学旅行(1年)		・専攻別説明会 (1年) ・コース別説明会 (2年) ・入学者説明会

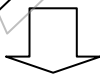
8. いじめの対応の基本的流れ

組織的ないじめ対応の流れ

- 校内指導体制の確立
- 生命尊重と人権尊重の態度の育成
- 生徒会活動を通じた自己指導力の育成
- 非行防止教室の実施
- 家庭・地域・関係機関との連携強化

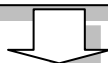
いじめの予防

いじめの情報



[情報を集める]

- 教職員、生徒、保護者、地域、その他から「組織：いじめ対策委員会」に情報を集める
- いじめを発見した場合は、その場でその行為を止める



[指導・支援体制を組む]

- 「組織：いじめ対策委員会」で指導・支援体制を組む。
(学級担任、養護教諭、生徒指導担当教員、管理職などで役割を分担)

連携

関係機関

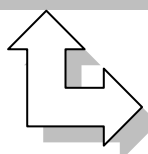


[生徒への指導・支援]

- いじめられた生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教員＝<担任、補助担任、専攻>、家族、地域の人々等)と連携し、寄り添い支える体制をつくる。
- いじめた生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
- いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。

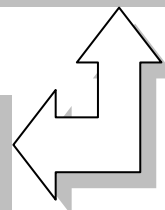
[保護者と連携する]

- 担任、補助担任、専攻を中心に、即日、関係生徒(加害・被害とも)の家庭訪問等を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。



[今後の対応]

- 継続的な指導や支援を行う。
- スクールカウンセラー等の活用も含めた心のケアを行う。



- 臨時、指導・支援体制に修正を加え、「組織：いじめ対策委員会」でより適切に対応する。
- 常に状況把握に努める。